

東京都外国人患者受入れ体制整備支援事業補助金交付要綱

平成29年8月7日29福保医政第901号
一部改正 令和2年1月14日31福保医政第1636号
一部改正 令和2年3月31日31福保医政第2215号
一部改正 令和4年3月29日3福保医政第2199号
一部改正 令和5年3月27日4福保医政第2256号
一部改正 令和5年6月15日5福保医政第590号
一部改正 令和6年3月25日5保医医政第1498号
一部改正 令和7年5月19日7保医医政第431号

第1 目的

この要綱は、東京都外国人患者受入れ体制整備支援事業実施要綱（令和2年3月18日付31福保医政第2086号。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う、東京都外国人患者受入れ体制整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項について定め、事業の適切な運営を図ることを目的とする。

第2 補助対象者

都内に所在する病院又は診療所（歯科診療所は除く。以下「医療機関」という。）であって、次の1又は2に該当する医療機関のうち、東京都知事（以下「知事」という。）が適当と認めるもの。ただし、次の3に該当する医療機関は除く。

- 1 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」（以下「拠点的な医療機関」という。）に選定されている医療機関、又は「拠点的な医療機関」への応募を検討している医療機関
- 2 次の（1）及び（2）に該当する医療機関
 - （1）医療機能情報報告の対応可能な外国語に関する報告項目において、1言語以上「受入可能」と回答している医療機関
 - （2）直近3か月の間に、外国語で対応した外国人患者の延べ患者数が、病院は180人以上、診療所は45人以上の医療機関
- 3 次の（1）から（3）のいずれかに該当する医療機関
 - （1）一般財団法人日本医療教育財団が実施する外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMI P）の認証を取得したことがある医療機関
 - （2）開設者が次のアからオのいずれかに該当する医療機関
 - ア 国

- イ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体
- ウ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人及び同条第 2 項に規定する特定独立行政法人
- エ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び同条第 2 項に規定する特定独立行政法人
- オ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人

（3）この補助金の交付を受けたことがある医療機関（令和元年度以前にこの補助金の交付を受けた医療機関が、別表の 2（6）に定める経費を初めて申請する場合を除く。）

第 3 補助金の交付額

この補助金の交付額は、別表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 3 欄に定める補助率を乗じた額を、東京都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、1,000 円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

第 4 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に指定する期日までに別記第 1 号様式による交付申請書に關係書類を添えて知事に提出しなければならない。

第 5 交付決定及び通知

知事は、第 4 の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは第 7 に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を別記第 2 号様式により申請者に通知するものとする。

第 6 変更交付申請

申請者は、この補助金の交付の決定後、事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、第 4 に定める規定に準じて、別に指定する期日までに申請するものとする。

第 7 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付けた条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

第 8 交付の条件

この補助金の交付条件は次のとおりとする。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、第5の規定による補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。

ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

- (3) (1)の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対して、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

ア 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

イ 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- (4) (3)の規定による補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合は、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に規定する事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。

なお、補助事業の完了予定日は、補助金の交付の決定日が属する東京都の会計年度の終了日以前でなければならない。

- (2) (1)の規定による報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は、直ちにその指示に従わなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の

実施状況、経理状況その他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことがある。

5 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、10の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 調書の作成

補助事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

7 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は東京都の会計年度の終了したときは、別記第3号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (2) 補助金の交付年度から3年間、外国人患者の受入れ状況に関する調査（別記第4号様式）を提出するなど東京都に協力すること。

8 補助金額の確定等

知事は、7の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

9 是正のための措置

知事は、8の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

10 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件、その他法令又はこの要綱による指示に違反したとき。

(2) (1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金額の確定があった後においても適用する。

11 補助金の返還

(1) 知事が10の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(2) (1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

12 違約加算金及び延滞金

(1) 10の規定により、知事が補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 違約加算金の計算

(1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における12の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

(2) 知事が12の(1)の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

14 延滞金の計算

知事が12の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌

日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

15 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

16 財産の処分

（１）補助事業者は、財産を（２）に定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（２）（１）の規定による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和２７年総理府令第７３号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数とする。

（３）知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

17 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第５号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の全部又は一部を返還させることができる。

18 他の補助金等との重複の禁止

この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

19 その他

補助事業者は補助事業完了後、都の外国人への医療提供等に関する取組に協力すること。また、補助事業者のうち、「拠点的な医療機関」に選定されていない医療機関においては、本医療機関への応募を積極的に検討すること。

第９ 契約方法

補助事業に係る契約については、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続き基準（平成１７年４月１日付１６福保医政第１４５０号）によることとする。

第10 知事の承認他

- 1 特別の事情により、上記第３、第４及び第８の７に定める算定方法及び手續によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるも

のとする。

- 2 ここに定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年8月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 医療機関当たり 1, 300千円	下記（１）から（６）の整備を対象経費とする。 （１）多言語対応ツールの導入 受付・会計、診療、検査、入院の各場面において利用できる多言語対応ツール（会話集、指差しツール、翻訳機や通訳機能等を備えたタブレット端末等（スマートフォンは除く。）等）の作成又は導入に係る費用 （２）院内文書の多言語化 院内文書（問診票や検査の説明資料、院内スタッフの名札等）の多言語化のための翻訳・作成に係る費用 （３）案内表示の多言語化 多言語化のための翻訳・作成に係る費用 （４）ホームページの多言語化 多言語化のための翻訳・作成に係る費用 （５）外国人患者の受入れに対応するためのシステムの導入 多言語対応のためのシステム（診療予約システム等）及び外国人患者の受入れ状況の把握のためのシステムの導入・改修 （６）職員の語学力の向上等（研修、通信講座等の受講） 民間団体等が実施している医療通訳養成研修・通信講座その他の医療従事者向けの語学に関連した研修・通信講座等の受講に係る費用	2分の1